

大規模災害における多数遺体の仮埋葬に関する阻害要因等の分析と考察 ～東日本大震災の仮埋葬関係者インタビューを踏まえて～

Analysis and consideration of inhibiting and promoting factors regarding temporary
burial of large numbers of bodies in large-scale disasters
～ Based on interviews with people involved in temporary burial after the Great East
Japan Earthquake ～

山形 真紀¹

Maki YAMAGATA¹

¹立教大学社会デザイン研究所

Rikkyo Institute for Social Design Studies

In this study, we clarified the inhibiting and promoting factors regarding temporary burial, which is a method for dealing with large numbers of bodies in large-scale disasters such as the Nankai Trough mega-earthquake, based on interviews with people involved in temporary burial after the Great East Japan Earthquake.

As a result, it is important to clearly define the concept of temporary burial, which is the fundamental factor, and it is appropriate to define temporary burial as “extension of preservation of the body until cremation”, rather than burial. We believe that by examining the experience of temporary burial after the Great East Japan Earthquake, it is possible to consider the implementation of temporary burial and improve its social acceptability.

Keywords: large-scale disasters, the Nankai Trough mega-earthquake, large numbers of bodies, temporary burial, the Great East Japan Earthquake, extension of body preservation

1. 研究の背景と目的

大規模災害における多数遺体対処は、災害対策において重要なテーマであり、被害規模が大きいほどその緊急性・必要性が高い。また、どんなに多数であっても、遺体に対し適切に対処することは、公衆衛生上の観点からも、死者の尊厳を守り遺族ケアの観点などからも重要である。

我が国において平時における埋火葬の方法としては、現在、ほぼ 100%が火葬であり¹⁾、世界的にも稀な火葬大国である。これを踏まえて、国の防災行政では、大規模災害における多数遺体の対処方法として、地元火葬が間に合わない場合には、広域火葬（被災地周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うこと）の推進を基本としている¹⁾。

しかし、今後の発生が想定されている南海トラフ巨大地震は、東日本大震災以上の広域災害である上、例えば東海地方が大きく被災するケースでは、死者 12 万 4 千人～23 万 1 千人が想定されている²⁾。津波による死者が多数を占めると想定され、東日本大震災と同様に、身元特定などに時間がかかり³⁾、遺体保存のための場所や物資も不足する。数日間火葬を待つと言っても夏季であれば 1 日で、冬季であっても数日で腐敗が始まる遺体⁴⁾を前に、遺体対処には時間的制約も伴う。

そのような中で、計画通りに全ての遺体を火葬するには困難が予想される。さらに、広域火葬の場合、立ち会えない遺族が広域火葬を拒否する事態も考えられる。

そのため、このような規模の大規模災害における多数遺体の対処方法として、地元火葬や広域火葬を補完するために、東日本大震災で行われた仮埋葬（遺体を正式に埋葬するまでの間、土の中に一時埋めておくこと）の実施が求められる可能性がある。

2011（平成 23）年の東日本大震災において、被害が甚大だった宮城県⁵⁾の 3 市 3 町（石巻市、気仙沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町）では、遺体の火葬が間に合わず、表 1 のとおり、2,000 体以上の遺体の仮埋葬が実施された。表 2 のとおり、発災 10 日後の 3 月 21 日から仮埋葬が始まり、4 月 16 日からは改葬（仮埋葬した遺体を掘り起こして改めて火葬すること）も始まり、11 月 19 日には全ての改葬が終了した⁶⁾。

表 1 東日本大震災・宮城県及び3市3町の死者及び仮埋葬数（参考文献⁵⁾⁶⁾をもとに筆者作成）

	人口 (H22.10国勢調査)	死者数 ⁵⁾	仮埋葬数 ⁶⁾
宮城県	2,348,165	10,570	2,108
石巻市	160,826	3,553	993
気仙沼市	73,489	1,219	228
東松島市	42,903	1,133	369
亶理町	34,845	283	123
山元町	16,704	701	154
安川町	10,051	615	241

表 2 仮埋葬（土葬）及び改葬の状況（参考文献⁶⁾から転載）

	仮埋葬（土葬）				改葬	
	箇所	御遺体数	開始日	完了日	開始日	完了日
石巻市	7	993	3/23	4/25	5/8	8/17
気仙沼市	2	228	3/21	4/26	5/5	11/19
東松島市	1	369	3/22	6/8	5/9	10/10
亶理町	3	123	3/23	4/14	6/1	6/23
山元町	1	154	3/26	5/31	6/1	6/16
安川町	1	241	3/24	5/10	4/16	6/10
合計	15	2,108				

この仮埋葬においては、特に、改葬作業に困難を極めた。実施自治体の検証報告書などによれば、「2年を期限として仮埋葬（土葬）を行う」⁷⁾としていた実施側（行政・事業者）にとっては、表2のように、仮埋葬開始後数週間から2ヶ月程度での改葬開始と数ヶ月以内の全改葬完了はまさに想定外の早期全改葬である。「掘り起こした際の遺体の腐敗と異臭は想像を絶するものであった」「とても見ていられない光景で体調を崩す人も出た」と過酷な改葬作業について語られ、「仮埋葬を行なった自治体では、今後は仮埋葬を絶対にしないよう対策を進めている」⁸⁾とのことである。

このような東日本大震災の仮埋葬とその後の想定外の早期全改葬によって、「今後は仮埋葬を絶対にしない」と考えるほど、仮埋葬に対する悲惨なイメージが形成され、現在の国の防災行政では広域火葬推進の流れとなっている。

ここで注目すべきは、想定外の早期全改葬である。これにより、実施側（行政・事業者）では過酷な改葬作業を強いられるなど、仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる。なぜこのような事態が起こったのだろうか。

しかし、実施自治体の検証報告書においては、想定外の早期全改葬に至る経緯なども含め、仮埋葬の実施状況について十分検証されているとは言いがたい。

先行研究においても、「死者への対応は防災行政においてはいわば禁断の領域」⁹⁾とされ、文献も少ない。首都直下地震などを想定した首都圏斎場の能力分析¹⁰⁾や火葬場の空間配置の問題点¹¹⁾、さらに、広域火葬を促進するための具体的な方策¹²⁾など広域火葬に関する研究は散見されるものの、仮埋葬の有効性や阻害要因に関する先行研究は見出すことができない。

そこで、本研究では、大規模災害（我が国において、東日本大震災と同程度かそれを上回るほどの、多数の人的被害を広域にわたり生じ、なおかつ長期間の資源制約を生じるような自然災害、例えば南海トラフ巨大地震規模の大規模広域な自然災害）における、多数遺体の対処方法の一つとしての仮埋葬に関して、東日本大震災の仮埋葬関係者インタビューを踏まえて、阻害要因及び促進要因（以下、阻害要因等という。）などについて明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法等

(1) 研究方法の概要

本研究では、東日本大震災の仮埋葬事例として気仙沼市及び石巻市を取り上げ、当事者を対象にインタビュー調査を実施し、その分析と考察を行う。

仮埋葬を実施した3市3町の中から気仙沼市及び石巻市を選定した理由として、気仙沼市は、仮埋葬を一番初めに実施した市であり、検証報告書¹³⁾が比較的丁寧に残されていること、石巻市は、仮埋葬数が多く、書籍などの記録¹⁴⁾が多く残されていることによる。

インタビュー調査の対象として、仮埋葬の当事者である行政・事業者・遺族に属する各1～2人に対し、半構造化面接法に基づきインタビュー調査を行った。

インタビュー内容を分析するにあたり、分析の手順としては、まず仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる想定外の早期全改葬に焦点を当て、その経緯を分析し、想定外の早期全改葬に至った要因やその可能性のある要因を、仮埋葬に影響する要因として抽出する。

そして、それらの各要因が、当時、どのように仮埋葬の円滑な遂行を阻害したのか（阻害要因）、さらに、将来の仮埋葬実施に向けてどうすればそのような阻害要因を低減させ、促進要因に転換させることができるのか（促進要因）について分析するとともに、各要因の影響等についても分析を加える。

分析の方法としては、参考文献¹⁵⁾をもとに、筆者がインタビュー内容を逐語化し、その意味内容ごとに記述を抜き出し（セグメント化）、さらに抜き出した部分に対してそれぞれコードを付与（オープンコーディング）するとともに、生成されたコードに対してより抽象度の高いサブカテゴリ及びカテゴリを付与し（焦点的コーディング）、その内容を分析した。加えて、多様なデータを補完資料として併用して研究対象にさまざまな角度から光をあて、その姿を浮き彫りにする「トライアングレーション（方法論的複眼）」の手法を用いることとし、分析過程で仮埋葬に関する文献¹³⁾¹⁴⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾から適宜引用した。さらに、分析過程では、コード同士、コードとカテゴリ、カテゴリ同士などで、繰り返し比較分析を行ない、データ解釈の厳密性及び妥当性を担保するよう努めた。

(2) インタビュー調査の概要

調査対象者として、行政に属する気仙沼市の市職員 A（震災当時、気仙沼市職員として気仙沼市の約200人の仮埋葬に従事）、事業者に属する石巻市の葬儀会社職員の B（震災当時、葬儀会社職員として石巻市の約700人の仮埋葬に従事）及び石巻市の火葬場職員の C（震災当時、Bの同僚）、遺族に属する気仙沼市の遺族 D（震災当時、気仙沼市において義母・夫・子供2人と暮らし、被災により夫を亡くされている）に対し、2022年6月28日から8月3日の間、それぞれ承諾を得た上で、個別にインタビュー調査を行った。

インタビュー調査の進め方については、まず、語り手に研究の目的、方法、主なインタビュー項目等について説明し、次に研究への参加は自由意志であり途中でも辞退が可能であることを伝えた。その上で、インタビューを開始し、当時の仮埋葬及び改葬について、インタビュー項目に基づきつつも、その時の思いや考えを自由に語ってもらう半構造化面接法にて実施した。

過酷な改葬作業		<p>石巻市の葬儀会社職員 B “納体袋についている書類と我々が作った書類と一致させただ。” “火葬した時点では新しい綺麗な棺で揃えた、火葬場では平等にしてあげた” 文献資料 ・「遺体の腐敗は徐々に進んだが夏場になると頭部と四肢ががぎりぎりのところでつながったような遺体や、手足の骨がむき出しになった遺体が珍しくなくなった」(葉上 2012-10, 70).</p>
---------	--	---

分析の結果、想定外の早期全改葬に至った要因やその可能性のある要因を、表4のとおり、仮埋葬に影響する要因として7つ抽出した。

表4 仮埋葬に影響する要因

第1要因	仮埋葬の概念
第2要因	身元不明遺体の対応
第3要因	行政による遺族対応（身元判明遺体の対応）
第4要因	仮埋葬の実施方法
第5要因	遺族の心情
第6要因	遺族の周辺環境（遺族周辺者・メディアなど）
第7要因	埋火葬文化の地域性・多様性

4. 仮埋葬に影響する要因とその分析

仮埋葬に影響する要因として抽出した7つの要因が、当時、どのように仮埋葬の円滑な遂行を阻害したのか（阻害要因）、さらに、将来の仮埋葬実施に向けてどうすればそのような阻害要因を低減させ、促進要因に転換させることができるのか（促進要因）について分析する。

(1) 第1要因: 仮埋葬の概念

第1～第4要因は、主に実施側（行政・事業者）の目線を中心に、気仙沼市と石巻市を比較しながら分析する。

表5の項目「仮埋葬の実施理由」の下線部のとおり、仮埋葬の実施理由については、気仙沼市と石巻市で共通しており、震災の死者が多く遺体の火葬が間に合わず、遺体の腐敗が進み公衆衛生を鑑みた上での緊急対応であった。

しかし、仮埋葬実施にあたり、仮埋葬をどのような目的や位置づけで行うのかなど、仮埋葬の概念について確認したところ、両市で異なることが判明した。表5の項目「仮埋葬の概念」の下線部のとおり、気仙沼市では、仮埋葬を「お墓として提供」する「土葬」と位置付ける一方で、石巻市では、「土葬ではない」「一時的な土中安置」「土の中に一時的に保管」と位置付けていた。

そして、このような概念の曖昧さが改葬のきっかけとなるとともに、行政による遺族対応（第3要因、後述）や仮埋葬場所（第4要因、後述）の違いに繋がり、こちらも改葬のきっかけとなるなど現場は混乱し、仮埋葬の円滑な遂行を大きく阻害したと考えられる。

将来の仮埋葬実施に向けて、阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるためには、あらかじめ、仮埋葬の概念を明確に定義し、共通認識のもとで仮埋葬を実施する必要がある。

仮埋葬の経験を踏まえると、表5の項目「経験を踏まえた仮埋葬の概念」の下線部のとおり、仮埋葬とは「どんなことになっても最後は火葬」「火葬を先回しにしているだけ」なのであり、『火葬するまでの遺体保存の延

長』というような概念が妥当であると考えられる。

表5 仮埋葬の概念

	気仙沼市	石巻市
仮埋葬の実施理由	<p>気仙沼市の市職員 A “土葬に踏み切った経緯は、遺体安置所に遺体がいっぱいあり、火葬予約が1ヶ月先になり、遺体の腐敗が進み、遺体の状態をどのくらい保てるか予測ができなかったので埋葬せざるを得なかった” “土葬についての通知があった” “仮埋葬のおかげで火葬がスムーズになり、その後は火葬のみの対応ができた” 文献資料 ・「土葬を実施した背景として、そのままであると安置所の確保ができない、遺体の状態を保持できないこと」(山田 2019, 309). ・「大島地区では、旅客船等の運航の目的がたまたず」(宮城県気仙沼市 2021, 2'257).</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “行方不明者が相当数発見されるとか、3月の時点で結局、火葬場の燃料とか火葬場運営の目処がつかなかったの” “仮埋葬ということに” “石巻の仮安置所には500、600のご遺体があったので、公衆衛生上ということが一つの理由であった、吊いとかが亡くなった方のための理由は何一つない” “火葬が追いつかない時に土葬してもいいよ、そういう時にはこんな感じでやって、という通知が3月後半に自治体の方に厚労省から流れてきた” 石巻市の火葬場職員 C “仮埋葬と聞いたときは「火葬できないなら致し方ない」と思った”</p>
仮埋葬の概念	<p>気仙沼市の市職員 A “仮埋葬というよりも、墓地を持っていない人たちに提供するために進めた経緯もあり、震災で被災された方が多く供養する場がなく墓地に入れないというところで、骨になるまで墓地を提供しようとした” “最終的にお墓を作りた発想、その場をお墓として提供しようとした、将来的には土葬した場所は市の公営墓地とするつもりで、承諾を得た方は使ってもらおうと思った、今は土葬の形で埋めますがその後は改葬して新しいお墓として使ってほしいという発想でした” “改葬が大変な業務になると想像できたので、先送りというか5年後に骨になった時にしよう” 文献資料 ・「市としての広報も出しているが、ここでは仮埋葬とっておらず、「特例的な措置（土葬）」となっている」(山田 2019, 312).</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “テントを張った下に安置されていた遺体を、今度は穴を掘った土の中に埋めるというようなことだった” “ご遺体の一時的な土中安置ということなんじゃないか” “土葬ではないんですけどね、土葬というのは本来土の中に永久的に葬るというのですか、そういうことであれば土葬ですが、最初から仮埋葬ということで、土葬ということではないと思う” “今は火葬できないが、先延ばしにして火葬するために仮埋葬する” 文献資料 ・「仮埋葬を「土葬」ではなく「土の中に一時的に保管する」と定義づけをした」(葉上 2012-10, 67).</p>
経験を踏まえた仮埋葬の概念	<p>気仙沼市の市職員 A “仮埋葬をやってみて「どんなことになっても最後は火葬」ということがわかった” “改葬ありきの仮埋葬がいいと思う” “どんな状況でも火葬させなければならぬ”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “仮埋葬は火葬を先回しにしているだけで、火葬が前提のシステムだと思う” “白骨化したから火葬しなくていいというわけじゃない、白骨になっていても、棺に入れて火葬し焼骨にしないと墓に入らない” “かつては土葬をやっていたかもしれないですが、今は日本で土葬はやっておらず、災害の時だけ土葬というのは永久の埋葬なので、感情とか管理の問題もある”</p>

(2) 第2要因: 身元不明遺体の対応

仮埋葬の対象、具体的には身元不明遺体の対応についても、両市で対応が分かれた。表6の項目「身元不明遺体の対応」の下線部のとおり、気仙沼市では、仮埋葬の対象については「遺族の承諾を得た（身元判明）遺体と身元不明遺体」として、身元不明遺体を仮埋葬の対象とした一方で、石巻市では、「身元不明者は全て火葬」することとして仮埋葬の対象から外した。

その結果、気仙沼市では、身元不明遺体の身元が判明し、その遺族からの強い改葬要望を受けたことが改葬のきっかけとなり、仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる。

将来の仮埋葬実施に向けて、阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるためには、あらかじめ、仮埋葬の対象を明確にし、特に、身元不明遺体について仮埋葬にするのか火葬にするのか、身元が判明した際の対応も含め、

身元不明遺体の対応について基本的な方針を定めておく必要がある。

表6 身元不明遺体の対応

	気仙沼市	石巻市
身元不明遺体の対応	<p>気仙沼市の市職員 A</p> <p>“3/19の時点で406体、遺族の承諾を得た遺体と身元不明遺体を土葬することにした。通常死は火葬優先、災害死は土葬優先”</p> <p>“身元不明を入れると火葬できなから身元不明を土葬しようと思った”</p> <p>“身元不明遺体の身元がこんなに早く判明するとは正直思わなかった”</p> <p>文献資料</p> <p>・「とくに身元不明遺体を土葬することで、身元判明者の火葬と安置所の確保ができる」(山田 2019, 309)。</p>	<p>文献資料</p> <p>・石巻市では、「市に引渡された身元不明者は全て火葬することにした」(葉上 2012-9, 75)。</p>

(3) 第3要因: 行政による遺族対応(身元判明遺体の対応)

行政による遺族対応についても、両市で対応が異なっていた。表7の項目「行政による遺族対応」の下線部のとおり、気仙沼市では、仮埋葬の対象を「遺族の承諾を得た(身元判明)遺体と身元不明遺体」(第2要因)とし、身元判明遺体については市職員が遺族説明を行い、遺族も仮埋葬を受け入れていた様子が窺える。その一方で、石巻市では、仮埋葬の対象を「(遺族が)自力で火葬できなければ仮埋葬」とし、必ずしも遺族の承諾を得ないまま仮埋葬を進めたため、仮埋葬そのものに対し、遺族からの反発もあったようである。この対応の違いは、それぞれの市の仮埋葬の概念(第1要因)の違い(土葬か、一時的な土中安置か)が影響したものと考えられる。

その結果、石巻市では、火葬が再開し、遺族からの火葬実施を目的とした強い改葬要望を受けたことが改葬のきっかけとなり、仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる。

さらに、表7の項目「さまざまな遺族」の下線部のとおり、遺族によって被災状況も背景事情も様々であり、仮埋葬に対する感情も考え方も異なる。行政は遺族の想いを最大限尊重しつつ遺族対応していた様子が窺えるが、さまざまな遺族に対し、長期間に亘り臨機応変に対応することは相当の苦労があったと推察される。

将来の仮埋葬実施に向けて、阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるためには、行政による適切な遺族対応のためのルール作りやマニュアル整備が必要である。

仮埋葬の経験を踏まえ、調査対象者に行政による遺族対応に必要なことを問うたところ、表7の項目「経験を踏まえた行政の遺族対応のあり方」の下線部のとおり、あらかじめの仮埋葬についての周知・理解の重要性を挙げた。これにより遺族の納得が得やすいとのことである。

表7 行政による遺族対応(身元判明遺体の対応)

	気仙沼市	石巻市
行政による遺族対応	<p>気仙沼市の市職員 A</p> <p>“死亡届の際に「埋葬できますか?火葬は1ヶ月後です」などと説明し、ご遺族の気持ちに委ねて進めた経緯がある”</p> <p>“承諾を得るときは、つい最後まで土葬しているし、今でも土葬できると理解してもらった”</p> <p>気仙沼市の遺族 D</p> <p>“3/27に土葬の話があった。市からは「火葬は無理なので土葬」と言われた。「葬儀はいつできるのかな」と思った”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B</p> <p>“ごく一部の人が、自治体の火葬に任せないで自力で火葬。でも一人20万とか最低でもかかる。そういうことにお金を払えないと、自治体が無意味に仮安置所に安置されていて、仮埋葬の対象になってしまう”</p> <p>“仮埋葬された方々は、家も流され家族も複数亡くなり生活の見通しもなく、家族のご遺体を火葬するとか仮埋葬を回避する策を講じる余裕がなかった”</p>

行政による遺族対応	<p>気仙沼市の遺族 D</p> <p>“市から説明を受ければそれに従うしかない”</p> <p>“言われるままという感じで何も考えなかった”</p> <p>“市の対応は大丈夫でしたよ、市民課に行けばいっぱい人がいて、残業もして大変そうだった”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B</p> <p>“市の環境課もすごい大変だったと思う。ご遺族の方に説明しようにも避難所内だったりとか”</p> <p>文献資料</p> <p>・石巻市では、「遺体は日に日に傷んでゆく。放置しておくのは忍びない。でも資力がなくて、となれば、いくら不条理であっても仮埋葬を選ばざるを得なかった」(葉上 2012-9, 69)</p> <p>・「仮埋葬に対する苦情は、土葬にされたくないからだけでなく、「人は死んでも平等ではないのか」という立ちが裏側にあったようだ。自分で遺体を搬送し埋火葬する能力があるかないかが、仮埋葬しなければならぬかどうかの分岐点になったからだ」という(葉上 2012-9, 68)。</p>
さまざまな遺族	<p>気仙沼市の市職員 A</p> <p>“突然家族が亡くなり、ご遺族は感情というかモチベーションが全然違う”</p> <p>“ルールのないままにやりましたし、基本的にご家族の想いに沿わなきゃならない時もあった。ご遺族の状況を見たいという人もあったり立ち会ったという人もあったし、さまざまなんだよね”</p> <p>“ご遺族の想いに沿ってやらなければならぬので、臨機応変に対応しなければならぬ”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B</p> <p>“ご遺族全てが対面を希望したわけでない、結構少なかった”</p> <p>文献資料</p> <p>・東京での広域火葬に対して、遺族の立会ができなかったため、「遺体の状態は悪くても、どうしても斎場でお別れしたいので、いずれ火葬で火葬してもらえたら、埋火葬してくれという遺族のまま遺体の状態が悪くなるのはしびないけど、東京という遺族」に分かれた(葉上 2012-9, 75)。</p>
経験を踏まえた行政の遺族対応のあり方	<p>気仙沼市の市職員 A</p> <p>“最初から大規模災害になった時にはこういうふうな遺族対応しますと皆理解して進めばいい”</p> <p>“やむを得ないと理解した上で進むということなら土葬はいいと思う”</p> <p>“こうなればこうなると決まっていれば納得して進められる。ご遺族の気持ちの整理がつくと思う”</p>	

(4) 第4要因: 仮埋葬の実施方法

仮埋葬場所についても、両市の方針の違いが大きく現れた。表8の項目「仮埋葬場所」の下線部のとおり、それぞれの市の仮埋葬の概念(第1要因)の違い(土葬か、一時的な土中安置か)が影響し、気仙沼市では、墓地転用できる場所を選定した一方で、石巻市では、傾斜地等であっても一時的な利用として市有地から選定した。

その結果、石巻市では、遺族の仮埋葬場所への不満に繋がり改葬のきっかけとなり、仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる。

また、表8の項目「仮埋葬の実施方法」の下線部のとおり、仮埋葬の実施方法については両市で共通する部分も多いが、急遽の事態で改葬を前提とせず実施したことにより、後の改葬作業の過酷さがより増大し、仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる。

また、実施方法について地域ごとにバラツキがあり、他地域との情報共有の難しさが窺えるとともに、表8の項目「役割分担」の下線部のとおり、行政中心(気仙沼市)か事業者中心(石巻市)か、役割分担などにも両市に違いが見られる。また、表8の項目「当時の仮埋葬・改葬に対する感想」の下線部のとおり、当事者の精神的負担の大きさが窺える。

将来の仮埋葬実施に向けて、阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるためには、適切で合理的な仮埋葬の実施方法が求められる。

そのためには、表8の項目「経験を踏まえた仮埋葬の実施方法」の下線部のとおり、専門的な知見を取り入れ、

改葬を前提とした事前準備（ルール作りやマニュアル整備、役割分担など）が必要である。また、従事者のストレスを考慮した精神的なケアが求められる。

表8 仮埋葬の実施方法

	気仙沼市	石巻市
仮埋葬場所	<p>気仙沼市の市職員 A “場所的に人目にもつかず火葬場の隣接地であり、お墓の条件に適合しているところが偶然あり、地元の人たちに連絡して承諾がスムーズに取れた”</p> <p>文献資料 市「土葬への転換において、必ずしも改葬を前提とし墓の地として使用し続けることを想定しており、墓地、埋葬等に関する法律によって墓地の経営許可を受け、正規の墓地として利用するようにした」(山田 2019, 308)。</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “石巻市が選定したのだが、市の所有地で自由になる場所津波の浸水がなかった場所、ご遺体を埋めるので、その後の利用とか運用に支障が出ないというような観点”</p> <p>石巻市の火葬場職員 C “仮埋葬場所は3ヶ所、そのうちの北鰐山墓地は傾斜があり元々のお墓で墓石もあり永も出た”</p> <p>文献資料 “適地はなかなか見つけれなかった。大きな余震が起きて津波が来ない場所、周囲の環境も選ばなければならぬ” “民有地は理解が得られるはずがなかった” “市有地をリストアップして検討した。遺体の搬送を考えると、安置所から車で1時間以内であることが条件だった” “仮埋葬が始まると、埋葬地の近隣からも苦情があった”(葉上 2012-9, 67-69)</p>
	<p>気仙沼市の市職員 A “2mくらい掘って一区画で5つの棺を埋めるようにした” “納体袋に入れて棺に入れていた” “棺は全部違うよ、種類も違うし送られてくる場所も違うし、安置所によっても違う” “県の方から示された、ご遺体が骨になるまでという抽象的な文書があったが、実際にお骨になる根拠は何もないし、納体袋に入れたままでは実際に拜見して骨にならないと今は思う” “他の市町村と改葬どうしようかと相談しようという機会はなかった、それぞれが想像してやったと思うのさ”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “仮埋葬地に適していない土地に結構深い穴をほって、でも国からのガイドラインに2m掘るべしというのが書いてあって” “長方形の穴があって、上から渡す人と下から受け取る人がいて、6人ずつ並べるので順番に渡していく” “棺を置くじゃないですか、土をかけるのも重機を置いて建設業者がやる、ご遺体は形だけスコップでかける、ご遺族がいなくなったら建設業者が一気に土をかけてフラットにする、列は1m20cm間隔で墓標を置いていく、1個1個の盛り土でない” “納体袋に入れたまま棺に入っていた。あえて出すのは大変” “入っていた棺は支援を受けたのでバラバラだった” “発見時ご遺体をナイロンの納体袋に入れ、それを火葬用の棺に入れて仮埋葬。そこに水が入ってだから白骨化なんか絶対しない、水でチャボチヤボの状態” “棺という納体袋自体は土葬とかを想定していない、2年間で白骨化を目指すことはできない”</p>
仮埋葬の実施方法	<p>気仙沼市の市職員 A “本当であれば改葬を始めるまでに役割分担を決めてやるべきだった” “改葬を始めた頃、建設業者の社長に説明したが掘り起こすまではいいよと承諾を得たが、遺体の納棺は建設業者の役割ではないという話になった。葬祭業者に話をしたとば、自分のお客さんであれば手伝いますよと言うので、最初の頃は主に市の職員がやりました” “7月末まで114件改葬、市の職員が拭いたり納棺した、葬祭業者さんも掘り起こしかれた納棺まで無償でやってくれて、ご遺族の方で全部でなくって、ご遺族のご協力をお願いして、みんなでやりました” “8月になると腐敗もすごい状況で、役割分担も決めて委託した、その際も市の誰々が一緒にやるというのではなく、最後まで一緒に市の職員も入って作業した”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “掘り起こしが自衛隊から行政に委ねられた。建設業者はそんなことはできないという。葬儀会社の我々に話さなかった” “ご遺体の部分がスペシャリストという自負心があるので、ご遺体を火葬するときに、ご遺体のことに通じているので、でもそれなりに人数を取れるのは震災でそんなにダメージを受けていないうちの会社、石巻市はダメージを受けて余裕がない” “建設業者も縁起を担いでいるところも大きい、石巻市でも棺の上に土をかけるの嫌だった、そんな仕事はできないという業者もずいぶんあった”</p> <p>石巻市の火葬場職員 C “掘り起こしのため、未経験者でも20人ほど雇ったが、仕事不足で意外と集まった”</p>
役割分担	<p>気仙沼市の市職員 A “掘り起こしは自衛隊から行政に委ねられた。建設業者はそんなことはできないという。葬儀会社の我々に話さなかった” “ご遺体の部分がスペシャリストという自負心があるので、ご遺体を火葬するときに、ご遺体のことに通じているので、でもそれなりに人数を取れるのは震災でそんなにダメージを受けていないうちの会社、石巻市はダメージを受けて余裕がない” “建設業者も縁起を担いでいるところも大きい、石巻市でも棺の上に土をかけるの嫌だった、そんな仕事はできないという業者もずいぶんあった”</p> <p>石巻市の火葬場職員 C “掘り起こしのため、未経験者でも20人ほど雇ったが、仕事不足で意外と集まった”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “掘り起こしが自衛隊から行政に委ねられた。建設業者はそんなことはできないという。葬儀会社の我々に話さなかった” “ご遺体の部分がスペシャリストという自負心があるので、ご遺体を火葬するときに、ご遺体のことに通じているので、でもそれなりに人数を取れるのは震災でそんなにダメージを受けていないうちの会社、石巻市はダメージを受けて余裕がない” “建設業者も縁起を担いでいるところも大きい、石巻市でも棺の上に土をかけるの嫌だった、そんな仕事はできないという業者もずいぶんあった”</p>

当時の仮埋葬・改葬に対する感想	<p>気仙沼市の市職員 A “作業的なことをいえば、遺体は安置する格好で棺に入っただけで、心情的には色々あつても作業的には土葬まで埋めるまでにはできると思っています” “お別れ式をしてご遺体を見送って、津波の遺体はきれいな遺体や見かねる遺体もあるから、棺を埋めるだけなら普通にできると思う” “改葬についてはやる人の面から見れば大変だと思う。業務的に見て、それは・大変という言葉が適しているのか、いや相応な覚悟がやれる人とやれない人がいて当たり前” “一生懸命やって、励まされたりいろいろなことを言われたりした、家族にもこういうことを話して話していない” “今でも忘れられないのは、ご遺体をあげる時の納体袋に入っていないときのお姫様抱っこですが、忘れられないですね、まだ温もりもありました” “やっぱり当時を思い出すと涙が出てくる”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “掘り起こして苦労したのは、仮埋葬自体が非常に大雑把に計画されたというところも感じて、場所と方法など、なぜこんなに深いんだろうと” “石巻は用地がなく、仮埋葬をデザインする余裕がなかった。そういう感じだったから掘り起こしがしんどくなった” “深く傾斜があり、土中の環境が悪いというか、墓石ごろごろです” “石巻が一番仮埋葬の数が多く、我々のチームが最も仮埋葬も掘り起こしもやっていたのですが、やっておいてくださった方がよかった。すべしやなかつたというものは、仮埋葬の掘り起こして、我々のダメージとか、ご遺体の状態や棺とかが管理できていないという、その辺が問題だなと思っています” “震災でのご遺体との関わりは共存している感じですが、こんでもない思いをしたとかではなく、いい経験をした感じですね”</p>
	経験を経た仮埋葬の実施方法	<p>気仙沼市の市職員 A “事前に準備しておいた方がいいと思います” “仮埋葬するのなら、検討してやり方は工夫すべきだと思う、2m埋めなきゃ良かった、納体袋の件もある” “実際に誰がやるのかという役割分担を明確にした方がいいと思う” “仮埋葬を誰がやるかというところであれば、現在のをかきずるには葬祭業者の協力のもとといふのが通常のパターンではないかなと思う。大変ということとを理解して訓練しておくのが正しいと思う” “どうすればいいのかというのを専門的な人たちに考えてもらった方がいい、納体袋に入っている液体や臭いもすごいし、衛生的な観点から何か感染しないかの心配もあった”</p>

(5) 第5要因:遺族の心情

第5～第7要因は、主に遺族の目線を中心に、遺族側（遺族や周辺環境）と実施側（行政・事業者）を比較しながら分析する。

表9の項目「遺族の心情」の下線部のとおり、仮埋葬に関わった遺族の仮埋葬に対する心情としては、大規模災害という緊急時であり、仮埋葬は仕方がないにしてもそれはあくまで「仮」であり、内心には「きちんと火葬・葬儀してあげたい」という想いがある。

その背景にある、現代日本の平時における埋火葬文化の特徴として、まずは、火葬率ほぼ100%の「火葬が常識」の社会であることが挙げられる。さらに、仏教色の強い葬送儀礼、遺骨の存在を重視する感覚、遺骨を骨つばに収骨し家ごとの墓に納めるという墓制などと合わせ、「葬儀・火葬・家墓に焼骨を収蔵するまで」がセットであると意識されている。お盆などの行事に見られる先祖祭祀の慣習も根強い。

遺族は、例え大規模災害などの緊急時であっても、このような平時における埋火葬文化の影響を受ける。

そして、仮埋葬はその外観から文化的・宗教的背景を伴う埋葬行為、いわゆる土葬のイメージを内包しており、

そのような平時と違う仮埋葬は、一人冷たく暗い土の中に埋められるというネガティブなバイアスがつきまとい、心理的抵抗感が生まれてしまう可能性が考えられる。

これにより、行政は遺族対応に苦慮するとともに（第3要因）、仮埋葬の承諾や納得を得られていない遺族からの強い改葬要望の一因となったと推察される。

また、表9の項目「遺族感情の変化」の下線部のとおり、遺族も時間経過に伴い日常生活を取り戻し、周囲の状況も変わる。仮埋葬を承諾した遺族であっても、火葬再開などの状況の変化により、改葬を望む心情に変化する。

このような遺族の心情は、改葬要望という形で改葬のきっかけとなり、仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる。

将来の仮埋葬実施に向けて、阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるためには、遺族の心情、特に、平時における埋火葬文化を背景にした「きちんと火葬・葬儀してあげたい」という想いや仮埋葬に対するネガティブなバイアスを汲み取った丁寧な対応を心がけるとともに、時間経過に伴う心情の変化を理解する必要がある。死者への葬送儀礼を適切に執り行うことは、遺族の癒しや立ち直りの大きな力になりうるとの先行研究もあり¹⁹⁾、災害復興の観点からも重要である。

また、大規模災害における多数遺体対処については、単なる災害対策ではなく、文化的・宗教的な側面を持つ多面性のある業務であることを認識すべきである。

表9 遺族の心情

	遺族側（遺族や周辺環境）	実施側（行政・事業者）
遺族の心情	<p>気仙沼市の遺族 D “仮埋葬は私としては土葬” “どんな状態であれ、選択肢は土葬しかなかった” “うちのお爺さんの時は遺体のまま埋める土葬だったので、土葬にそれほどの抵抗感はない” “夫の遺体を落ち着かせた。すこい状態だった。ブルーシートに包まれていた遺体もあって” “火葬するための車もお金もなかった。届出は従兄弟がやってくれた” “震災で手元に何も無い。メカネと息子を連れて逃げたので、家もめっちゃめっちゃ、通帳もコンタクトもなくて、何もなくなって” “土葬の時はみんなでお別れだけ、葬儀をした感じでは全然ない。ちゃんとした葬儀をしてあげたい。みんなで送りたいという気持ちほどここにあった” “いつかは火葬して送り出したい。可能であれば自分のお墓に入れてあげたいと思っていた” “落ち着く場所に落ち着かせたい。仮の仮埋葬でなく”</p>	<p>気仙沼市の市職員 A “供養はそれぞれの遺族にお願いした。棺とか線香とかは市が準備” “ご遺族のことを考えるとできるかわからないが、宗教というよりお寺さんは入った方がいい。掘り所としてお坊さんのありがたい言葉はご遺族さんにとって安らぎになってたよと当時思っていた” 石巻市の葬儀会社職員 B “仮埋葬はお墓じゃない。永続性がない。今はお墓と言っても色々なスタイルがあるが、基本的にお墓は永続性という継続性があるって初めて成立” “日本人は遺骨を大事にします。火葬というのほすっかり日本に定着している文化” “先祖代々の墓に入れてあげたい想いがある” 石巻市の火葬場職員 C “遺族にとって、火葬が一つの区切り。泣き叫んでいた遺族も火葬炉に入ると落ち着き始める” “葬儀も含め「ここまでやってあげた」という、生きていく側の心の整理” “遺族が火葬で立会を求めているのは、この目で焼骨を確認したいからかな”</p>
	<p>気仙沼市の遺族 D “だんだん日が経っていくうちに、お葬式をしてみんなでお別れをして送りたい気持ちが出てきて” “火葬できるらしいと聞いて、そうしたら葬儀もできるんじゃないかと、じゃあうちも” “掘り起こしは、4月下旬～5月に火葬が再開したので、早くしたいとお願いしたら市がOKしてくれた” “5月なら子供たちもGWで帰って来れると思った”</p>	<p>気仙沼市の市職員 A “震災の始まった場所や時間帯、経過によって周りの状況が変わってくる” “日が経つにつれてフェイスが動くにつれてご遺族の判断が変わっていく。震災当初はこれからどうなるのかと見通しが立たない部分もあるし、色々動いてくれば普通の生活に戻らうと安心ができるし、最初のきっかけは火葬できなくてご遺族が維持できるとかという発想だったが、それがなくなっていく”</p>

(6) 第6要因:遺族の周辺環境(遺族周辺者・メディアなど)
たいていの遺族は身内や友人などの周辺者を伴う。さ

らに、遺族を取り巻くメディアや日本社会の反応など、遺族の周辺環境(遺族周辺者・メディアなど)は、表10の項目「遺族の周辺者」「メディアなどの反応」の下線部のとおり、遺族の心情に影響を及ぼす。

仮埋葬は、その外観から文化的・宗教的背景を伴う埋火葬行為(土葬)のイメージを内包し、平時における埋火葬文化の影響を受け、ネガティブなバイアスがつきまとう。それは、遺族の周辺環境(遺族周辺者・メディアなど)における仮埋葬に対する情緒的な反応となり、平時と違う仮埋葬という状態を早く解消した方がいいという想いが改葬のきっかけとなりうるとともに、遺族や行政へのプレッシャーに繋がった様子が窺える。また、メディアの反応が遺族や日本社会に対し、仮埋葬に対するネガティブなバイアスを増幅させた可能性も考えられる。

遺族の周辺環境(遺族周辺者・メディアなど)は、仮埋葬の円滑な遂行を阻害した可能性がある。

将来の仮埋葬実施に向けて、阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるためには、遺族の周辺環境(遺族周辺者・メディアなど)に遺族や実施側(行政・事業者)が影響を受けること、そしてメディアの反応が仮埋葬に対するネガティブなバイアスを増幅させる可能性があることなどを念頭に、その対応に配慮することが重要である。

仮埋葬の経験を踏まえ、調査対象者に仮埋葬についての理解促進方法について問うたところ、表10の項目「経験を踏まえた理解促進方法」の下線部のとおり、あらかじめ、大規模災害における多数遺体の対処方法やその埋火葬の重要性について、社会的認知や合意形成を丁寧求めておくこと、そして事前訓練の実施などを挙げた。

表10 遺族の周辺環境(遺族周辺者・メディアなど)

	遺族側（遺族や周辺環境）	実施側（行政・事業者）
遺族の周辺者	<p>気仙沼市の遺族 D “親戚はそれ(土葬)しかないんだろうという感じ” “土葬した遺体を掘り起こさないといけないけど、行かない方がいいよと従兄弟うちの兄が前の日に立ち会って、火葬場に安置して、次の日に火葬、火葬してお通夜なしで葬儀した” “私が見たのは骨になって骨壺に入った姿だけ” 文献資料 “石巻市では、ご遺族が自ら重機で掘り起こしを行う現場の状況として、「やがて棺が露わになり、背丈以上の深さの穴に入った叔父の一人は、あたり立ち込める腐臭も意に介さない様子で、挫滅しかかっている棺の蓋に覆いかぶさった水混じりの重い泥を必死の形相で掻き出しながら、「いま、出してやっからな」と幾度も繰り返しました」 “納体袋のチャックを開けると、顔が見えました。それを見ていた叔父が「顔を見せてくれないか」と近寄ってきた。「土の中がかわいそうにな。火葬にしてやるからな」と声をかけ」という(菅原2013, 113-114)。</p>	<p>気仙沼市の市職員 A “ご遺族からは承諾を受けて進んでいたが、周りのご親戚からは土に埋められたままでかわいそうと言う意見が絶対出てくる” “かわいそうだというのは周りのとりまきで、普通の供養とは火葬してお墓に入れるのであり、それと違うやり方なのでかわいそうという意味だと思っ、土の中から掘り起こしてあげてみんなの家族や親族のお墓に入れてあげるからという前提” “一人ぼっちにさせてという感じが強い” “周りの人たちが全部、土葬を認めているわけではない。普通の火葬したほうがいいのではという思いがある” “背景を知らないうちに、かわいそうだから掘り起こしましようという言葉が最後には必ず出てくる” “遺族を取り巻く背後の人がいっぱいいるので、その目によってご遺族の感情は変わってくる”</p>
	<p>気仙沼市の遺族 D “ニューヨークタイムズに写真撮られて記事にされて、私と息子と娘の写真を載せられた。それを見たアメリカの親戚から連絡があった” “棺を埋めるのでお別れの時、目印の前でおばちゃんたちが集まって埋葬している。私たち家族が棺の前で祈りがなものでして思うとか、思っていない訳でないがテレビで言われるとなんかね”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “マスコミ、テレビとかもきましたし、東日本大震災の復興の一つですだから” “仮埋葬とかは少し日が経ってからいくらかあったかもし限らないが、リアルタイムでは” “葬儀社として仮埋葬はいかがなものとして思うとか、思っていない訳でないがテレビで言われるとなんかね”</p>
メディアなどの反応	<p>気仙沼市の遺族 D “ニューヨークタイムズに写真撮られて記事にされて、私と息子と娘の写真を載せられた。それを見たアメリカの親戚から連絡があった” “棺を埋めるのでお別れの時、目印の前でおばちゃんたちが集まって埋葬している。私たち家族が棺の前で祈りがなものでして思うとか、思っていない訳でないがテレビで言われるとなんかね”</p>	<p>石巻市の葬儀会社職員 B “マスコミ、テレビとかもきましたし、東日本大震災の復興の一つですだから” “仮埋葬とかは少し日が経ってからいくらかあったかもし限らないが、リアルタイムでは” “葬儀社として仮埋葬はいかがなものとして思うとか、思っていない訳でないがテレビで言われるとなんかね”</p>

メディアなどの反応	参考資料 ・石巻市では、「メディアは土葬に対する心理的な拒否感を背景に「土葬される悲しみ」というふうな取り上げ方をした。市は「必ず火葬して返します」と説明した。それでも、苦情殺到し職員がその苦情を延々と受けた」(業上2012-9, 68) ・「被災地の視察や見学に来て、無遠慮に写真を撮っていく人々の存在も遺族を傷つけた」(業上2012-10, 67)	石巻市の葬儀会社職員B “当時の朝のワイドショーが来て、取材を受けたのですが、石巻の遺体安置所から仮埋葬地に遺体を運び出すシーン、実際のオンエアを見たら、私が出発する棺に関してやるせなさを感じたとか、思っていないよそんなことということ言われたり、事業に関する問題提起を私が話したように言われて怖いなど” “お盆までには終えることができなかつたかね、別にお盆関係ないんだけどね、勝手に言っていた”
経験や踏まえた理解促進方法		気仙沼市の市職員A “大規模災害の遺体対応や埋火葬の重要性を市民の方々に理解してもらわないと、こういうことが進まないと思う” “みんなに理解してもらわないと、悪気がなくても中傷的なことを言われる” “危機管理上、最初からやむを得ない事情があれば仮埋葬もあると、警察や市も遺体の訓練するような状況になれれば理解されるんじゃないかな”

(7) 第7要因:埋火葬文化の地域性・多様性

表11の項目「埋火葬文化の地域性など」の下線部のとおり、仮埋葬を実施した気仙沼市や石巻市では、平時から骨葬（東北地方で多く見られる、先に火葬をしてその後には葬儀などを執り行う埋火葬の風習）が行われており、葬儀より火葬を先行させる風習があること、さらに漁師ならではの親戚縁者とのつながりの強さなど、地域の埋火葬文化の特性についての指摘があった。埋火葬文化の地域性が、平時における埋火葬文化の影響を受けた仮埋葬のネガティブなバイアスを増幅させ、遺族の心情や遺族の周辺環境（遺族周辺者・メディアなど）に影響を及ぼした可能性も考えられる。

文化には、地域の歴史に根ざした独特の地域性や、時代や個々の考え方などを反映した多様性があり、これは埋火葬文化においても同様であり、改葬のきっかけとなりうる。

埋火葬文化の地域性・多様性は、仮埋葬の円滑な遂行を阻害した可能性がある。

将来の仮埋葬実施に向けて、阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるためには、埋火葬文化の地域性・多様性に配慮することが重要である。

表11 埋火葬文化の地域性・多様性

	遺族側（遺族や周辺環境）	実施側（行政・事業者）
埋火葬文化の地域性など	文献資料 ・（既出）気仙沼市では、「やっとな見つけた遺体に対し、土葬という決断をしていない遺族にとつては、土葬のまま時間が経つことは極めて酷な状況であり、市としても遺族の思いを受け止めざるを得なかった」事情として、気仙沼市も骨葬の習慣を持つ地域であり、「まず、火葬をすることが葬儀の第一段階であり、人々の追悼行為のはじまりである点が大いではないか」(山田2019, 314)	気仙沼市の市職員A “このあたりは自宅から火葬場に遺体を運び火葬し葬儀する。火葬が葬儀より先、火葬ができないと全部できない” 石巻市の葬儀会社職員B “仙台とか東北とか、お寺でお葬式が多い。今は葬儀会館だが、元々のスタンダードでは通夜は自宅で、翌朝自宅から出棺して、火葬場に行って火葬してからお骨を持ってお寺さんに行って、お葬式をお骨で行ったら、その日のうちに納骨し法要をする” “東京から市間に来る人は結構びっくりする。顔を見ようと思つたら火葬にしている” 石巻市の火葬場職員C “漁師はこだわりがある、神仏を信じ、人のつながりがあるから参列者が多い”

5. 各要因の影響等の分析

次に各要因の影響等について分析する。

これまでの分析結果を図1にまとめたが、抽出した7つの要因が改葬のきっかけとなり、これにより想定外の早期全改葬、そして過酷な改葬作業に繋がりが、これらの状況全てが仮埋葬の円滑な遂行を阻害したと考えられる。

各要因の影響力について、要因分析の結果、仮埋葬の概念（第1要因）、身元不明遺体の対応（第2要因）、行政による遺族対応（身元判明遺体の対応）（第3要因）、仮埋葬の実施方法（第4要因）、遺族の心情（第5要因）は、改葬のきっかけに直接的影響があることは明らかであるが、遺族の周辺環境（遺族周辺者・メディアなど）（第6要因）、埋火葬文化の地域性・多様性（第7要因）は、影響を及ぼした可能性が推察され、影響力の強弱は考えられる。しかし、将来の災害においては、誰が仮埋葬の実施側（行政・事業者）になるのか、遺族やその周辺者になるのかわからないため、メディアや埋火葬文化の地域性・多様性に配慮することには大きな意義があると考えられる。

そしてこれらの要因のうち、仮埋葬の概念（第1要因）は、行政による遺族対応（身元判明遺体の対応）（第3要因）や仮埋葬の実施方法（第4要因）に影響するとともに、仮埋葬に対するネガティブなバイアスや遺族側（遺族や周辺環境）の要因にも影響すると考えられ、影響力が大きい。そのため、7つの要因の中でも、仮埋葬の概念（第1要因）が最も大きな影響力を持つ根本要因であると考えられる。

さらに、第1章（研究の背景と目的）で示したとおり、東日本大震災の仮埋葬とその後の想定外の早期全改葬によって、「今後は仮埋葬を絶対しない」と考えるほど、仮埋葬に対する悲惨なイメージが形成されたが、要因分析の結果、悲惨なイメージと言っても立場により、そのイメージの形成過程や内容は大きく異なることが判明した。

すなわち、実施側（行政・事業者）では、仮埋葬の円滑な遂行を阻害した想定外の早期全改葬に関する業務負担や精神的負担が大きく影響した一方で、遺族側（遺族や周辺環境）では、平時における埋火葬文化の影響を受けた仮埋葬に対するネガティブなバイアスや心理的抵抗感が大きく影響したものと推察される。

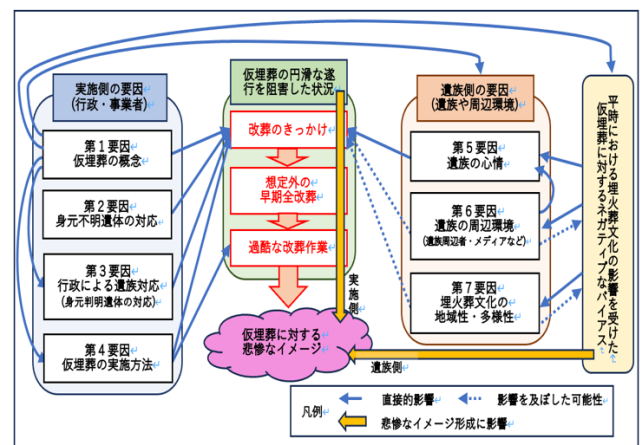


図1 各要因の影響等

6. 結論

本研究では、大規模災害における多数遺体の対処方法の一つとしての仮埋葬に関して、将来の仮埋葬の実施可

能性を念頭に、東日本大震災の仮埋葬についてのインタビュー調査等の分析により、仮埋葬に影響する要因（阻害要因等）や各要因の影響等について明らかにした。

さらに、緊急時に仮埋葬を適切に遂行するための具体的な方策ならびに、火葬という埋火葬文化を前提とする我が国において、緊急時における仮埋葬の文化的・宗教的な側面とその対応の重要性などを明らかにした。

仮埋葬に影響する要因（阻害要因等）として、仮埋葬の概念、身元不明遺体の対応、行政による遺族対応（身元判明遺体の対応）、仮埋葬の実施方法、遺族の心情、遺族の周辺環境（遺族周辺者・メディアなど）、埋火葬文化の地域性・多様性という7つの要因が挙げられる。

要因分析の結果を踏まえ、2つの視点から、改めて整理する。

1) 仮埋葬に対する悲慘なイメージ

東日本大震災の仮埋葬とその後の想定外の早期全改葬によって、「今後は仮埋葬を絶対にしない」と考えるほど、仮埋葬に対する悲慘なイメージが形成されたが、要因分析の結果、悲慘なイメージと言っても、仮埋葬の当事者である行政・事業者・遺族等の立場により、そのイメージの形成過程や内容は大きく異なることが判明した。

実施側（行政や事業者）においては、まずは、仮埋葬の概念が曖昧で、身元不明遺体の対応や行政による遺族対応などが地域によって異なり、結果として遺族からの強い改葬要望を受け、その対応に苦慮したことが挙げられる。さらに、遺族からの改葬要望をきっかけに、想定外の早期全改葬という突然の業務変更により、仮埋葬して間もなく時期的にも夏季にかけてという、遺体の状態が最も悪い時期に合計 2,000 体以上の遺体を掘り返すことになった。その上、改葬を前提とした仮埋葬がなされていなかったことで、改葬作業の過酷さがより増大した。このような仮埋葬の円滑な遂行を阻害した想定外の早期全改葬に関する業務負担や精神的負担が、仮埋葬の悲慘なイメージに直結したと推察される。

一方で、遺族側（遺族や周辺環境）においては、日本独特の「火葬が常識」というような、平時における埋火葬文化の影響を受けており、平時と違う仮埋葬は、一人冷たく暗い土の中に埋められるというネガティブなバイアスがつきまとう。これにより、遺族の心情として、「きちんと火葬・葬儀してあげたい」という想いが生じるとともに、仮埋葬に対する心理的抵抗感が生まれる可能性がある。さらに、遺族の周辺環境（遺族周辺者・メディアなど）や埋火葬文化の地域性・多様性が影響を及ぼした可能性も考えられる。そして、遺族からの強い改葬要望となっていた。このような平時における埋火葬文化の影響を受けた仮埋葬に対するネガティブなバイアスや心理的抵抗感が、仮埋葬の悲慘なイメージに繋がったと推察される。

実務においては、複眼的な視点で仮埋葬の経験を見つめ直すことで、将来の仮埋葬実施に向けて阻害要因を低減させ、促進要因に転換させるとともに、仮埋葬の悲慘なイメージの払拭による社会的受容性の向上が期待できる。

2) 仮埋葬の概念

仮埋葬に影響する要因として7つの要因を抽出したが、要因分析の結果、その中でも仮埋葬の概念が、他の要因にも影響を与える最も大きな根本要因であると考えられる。

仮埋葬の概念については、当時の現場においても、その後の行政の検証報告書や先行研究でも、土葬か否かについて見解にばらつきがあり、そのための混乱もみられ、

仮埋葬の円滑な遂行を大きく阻害したと考えられる。

東日本大震災の仮埋葬の実施状況やインタビュー調査などを踏まえると、仮埋葬とは、埋葬（土葬）ではなく、『火葬するまでの遺体保存の延長』というような概念が妥当であると考えられる。

実務においては、仮埋葬の概念を明確に定義し、共通認識のもとで事前準備を進めることで、将来の仮埋葬実施に向けて阻害要因を低減させ、促進要因に転換させることが期待できる。

例えば、災害対策において、概念を定義づけることにより、そのあり方や施策が大きく変わった事例として、避難所対策が挙げられる。

過去の災害では、被災者が劣悪な環境で数年にわたる避難所生活を余儀なくされ、孤立を深めて災害関連死に繋がった事例が多くあった。

そのような教訓を活かし、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」²⁰⁾などにより、避難所とは「一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所」と定義され、生活面やバリアフリー化などの配慮、福祉避難所の整備、食物アレルギーへの対応、さらには、避難生活が長期化した場合の、孤立感の解消に向けた対策などが示された。

避難所とは単なる避難場所ではなく、一定期間生活する場所であると定義づけし、良好な生活環境の確保や要配慮者への配慮を重視するという方向性を示すことにより、現在では、避難所の概念が改められ、体制整備や食糧等の備蓄、マニュアル作成等が進められている。

大規模災害における多数遺体の対処方法については、例えば、南海トラフ巨大地震の被害想定などのデータをもとに、日本社会を巻き込み、広く検討する必要がある。そして、仮埋葬についても、実施可能性とともに、避難所対策のような好事例を参考に、その概念を明確に定義し、共通認識のもとで事前準備を進めることを提案したい。

本研究の結論として、東日本大震災における仮埋葬の経験を検証し、仮埋葬に影響する要因（阻害要因等）やその影響等を分析することにより、大規模災害における多数遺体の対処方法として、地元火葬や広域火葬を補完するための、仮埋葬実施の検討とそのための社会的受容性の向上は十分可能であると考えられる。

本研究の限界として指摘できる点は3点ある。

1点目は、東日本大震災の仮埋葬事例として取り上げた場所が、気仙沼市と石巻市に限定されていることである。他地域でも仮埋葬は実施されており、それぞれ違う状況があったはずである。2点目は、インタビュー対象者が少人数であることの限界がある。基礎資料としては、人数が少ないと自覚している。3点目は、気仙沼市から行政・遺族、石巻市から事業者の調査対象者を選出したことで、それぞれの市から見れば必ずしも多面的な意見を抽出できていないという限界がある。

また、本研究にあつては、要因によっては、阻害要因等のメカニズムやその回避策について明らかにできなかった点がある。

今後の課題として、東日本大震災における仮埋葬の経験をさらに検証するとともに、南海トラフ巨大地震などの災害対策などで活用が可能な、大規模災害における多数遺体の対処方法について、専門的知見を踏まえつつ、さらに研究していきたいと考えている。

補注

(1) 国の防災行政における広域火葬推進の経緯

1995（平成7）年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、防災基本計画に遺体の広域的な火葬の実施についての項目が新設され、広域火葬について、「大規模災害により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うこと」と定義された。また、都道府県は、近隣都道府県等と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための、広域的な火葬に関する計画（広域火葬計画）の策定に努めることとされた。

これを受け、1997（平成9）年、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）が発出され、各都道府県に対し、広域火葬計画の策定指針が示された。

さらに、東日本大震災の後の2014（平成26）年7月には、大規模災害における御遺体の埋火葬等に係る関係省庁連絡会議において、「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」が策定された。ここでは、「厚生労働省は、都道府県における広域的な火葬の確保のための計画の策定など、広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を図るものとする。特に、東日本大震災の経験も踏まえると、仮埋葬を避けるためには、広域的な火葬体制を確保し、火葬場の処理能力を最大限活用することが重要である」とされた。

これを受け「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針の策定について」（平成26年7月30日付け健衛発0730第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）などが発出され、各都道府県に対し、広域火葬計画の策定や火葬場の処理体制の把握などを通知している。

謝辞

本研究にあたり、御多忙の中でインタビュー調査に応じていただいた調査対象者の皆様、そして、気仙沼市及び石巻市における同調査の過程でお世話になりました関係各位に対し、ここに厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 厚生労働省:令和3年度衛生行政報告例 第4章 生活衛生 6 埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数 都道府県-指定都市-中核市(再掲)別, 2023, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450027&tstat=000001031469&cycle=8&tclass1=000001200300&tclass2=000001200301&tclass3=000001200302&tclass4val=0> (2023. 7. 31 確認)。
- 2) 内閣府政策統括官(防災担当):南海トラフ巨大地震の被害想定について(建物被害・人的被害), pp19-26, pp92, pp95-142, 2019, https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/1_sanko2.pdf (2023. 7. 31 確認)。
- 3) 警察庁:平成24年版 警察白書, pp14, 2012, https://www.npa.go.jp/hakusyo/h24/honbun/pdf/05_tokushu.pdf (2023. 7. 31 確認)。

- 4) 高津光洋:検死ハンドブック 改訂3版, 南山堂, 2016。
- 5) 消防庁:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被害状況(令和5年3月1日現在), 別紙 pp1-2, 2023, <https://www.pref.miyagi.jp/site/kt-kiroku/kt-kensyuu3.html> (2023. 7. 31 確認)。
- 6) 宮城県環境生活部:東日本大震災～宮城県環境生活部の活動記録～, pp34, 2013, <https://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/kansei-shinsaikiroku.html> (2023. 7. 31 確認)。
- 7) 宮城県:東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証-, pp500, 2015, <https://www.pref.miyagi.jp/site/kt-kiroku/kt-kensyuu.html> (2023. 7. 31 確認)。
- 8) 梅原明彦・沼田宗純・目黒公郎:効率的かつ遺族心理にも配慮した巨大災害時の遺体処理業務プロセスの提案, 生産研究, 66巻4号, pp393-396, 2014。
- 9) 舩木伸江・河田恵昭・矢守克也・川方裕則・三柳健一:大規模災害時における遺体の処置・埋火葬に関する研究, 自然災害科学, pp447-471, 2006。
- 10) 佐藤孝治:大規模災害と犠牲者への対応-首都圏斎場の能力と広域火葬の課題-, 自治研かながわブックレット No. 4, 公益社団法人神奈川県地方自治研究センター, 2019。
- 11) 後藤浩・前野賀彦・佐藤孝治・竹澤三雄:首都直下地震における人的被害想定を考慮した火葬場の空間配置の問題点と改善策の提案, 日本大学理工学部理工学研究所研究ジャーナル, 2021巻(2021)149号, pp1-7, 2021。
- 12) 横田勇:大規模災害時における遺体の埋火葬の在り方に関する研究 平成24・25年度総括研究報告書, 2014。
- 13) 宮城県気仙沼市:東日本大震災における災害対応の記録と検証, 2021, <https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s009/010/010/010/20190724205856.html> (2023. 7. 31 確認)。
- 14) 菅原裕典:東日本大震災「葬送の記」鎮魂と追悼の誠を御霊に捧ぐ, PHP 研究所, 2013。
- 15) 佐藤郁哉:質的データ分析法 原理・方法・実践, 新曜社, 2008。
- 16) 山田慎也:気仙沼における東日本大震災犠牲者の葬送, 国立歴史民俗博物館研究報告, 第214集, pp303-316, 2019。
- 17) 葉上太郎:石巻市 東日本大震災の最前線で (2)仮埋葬. 泥から抱きかかえて遺体を掘り起こした(前編), 月刊自治研, 第54巻第636号, pp66-75, 2012-9。
- 18) 葉上太郎:石巻市 東日本大震災の最前線で (3)仮埋葬. 泥から抱きかかえて遺体を掘り起こした(後編), 月刊自治研, 第54巻第637号, pp66-73, 2012-10。
- 19) 京都大学・東北大学:死別による悲嘆のコストに、いかに対応できるか-生産性の低下・疾病・医療福祉依存の実態を調査-, プレスリリース, 2020, https://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressing/tohokuuniv-press20200915_01web_bereaved.pdf (2023. 7. 31 確認)。
- 20) 内閣府(防災担当):避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針, pp7-12, pp15, 2013, <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyoukakuho-honbun.pdf> (2023. 12. 14 確認)。

(原稿受付 2023.8.26)

(登載決定 2024.1.20)